

<事務局報告>

北海道における農作業事故の発生状況について

北海道農作業安全運動推進本部



組織体系

(設立:昭和40年8月26日)

北海道農作業安全運動推進本部

本部構成会員

北海道
北海道農業協同組合中央会
北海道信用農業協同組合連合会
ホクレン農業協同組合連合会
全国共済農業協同組合連合会北海道本部
北海道厚生農業協同組合連合会
北海道農業共済組合連合会
北海道農業公社
北海道農業機械工業会
株式会社北海道クボタ
株式会社サセキ北海道
ヤンマーアグリジャパン株式会社北海道カンパニー
三菱農機販売株式会社 北海道支社
日本ニューホランド株式会社
エム・エス・ケー農業機械株式会社
北海道農機商業協同組合

地区農作業安全運動推進本部(14地区)

地区農作業安全運動推進本部

渡島地区農作業安全運動推進本部
桧山地区農作業安全運動推進本部
後志地区農作業安全運動推進本部
胆振地区農作業安全運動推進本部
日高地区農作業安全運動推進本部
石狩地区農作業安全運動推進本部
空知地区農作業安全運動推進本部
留萌地区農作業安全運動推進本部
上川地区農作業安全運動推進本部
宗谷地区農作業安全運動推進本部
オホーツク地区農作業安全運動推進本部
十勝地区農作業安全運動推進本部
釧路地方農業気象・営農指導対策協議会
根室地方農業気象・営農指導対策協議会

主な啓発普及活動①

○ 農作業安全の啓発と注意喚起の呼びかけ

農林水産省「農作業安全確認運動」と連動

春：作業時期 4～6月(3か月間) > 農作業安全強調月間の設定 ⇒ 集中的に実施
 秋：収穫時期 9～10月(2か月間)

▪ ポスター

⇒ 全市町村・農協、振興局、普及センター、関係団体に配布

▪ ちらし

⇒ 全農家・市町村・農協、振興局、普及センター、関係団体に配布

▪ ラジオ放送

⇒ NHKと連携 第一放送において番組間のスポット放送で全道に発信

▪ 農作業事故報告書

⇒ 直近10年間の事故発生状況を取りまとめ関係機関団体に情報提供

主な啓発普及活動②

○ 地域の事故防止運動を推進

- 農作業事故ゼロ運動推進研修会の開催
- 研修会・講習会等への講師派遣(農研機構、北海道陸運局、関係機関団体)

○ ホームページの活用

- 農作業死亡事故(速報)の掲載と注意喚起
- 農作業の安全や事故防止に関する新聞、農業誌記事の掲載
- 農水省、農研機構、労働局、警察本部やJRと連携した情報の発信

○ 農作業安全「MMH」運動

トラクタと一般自動車の公道での共存

⇒ 農業機械メーカーと連携 ⇒ 交通事故防止の取組

- 農業関係者以外の理解と協力を得る

⇒ 交通ルールと運転マナーの順守 ----- M

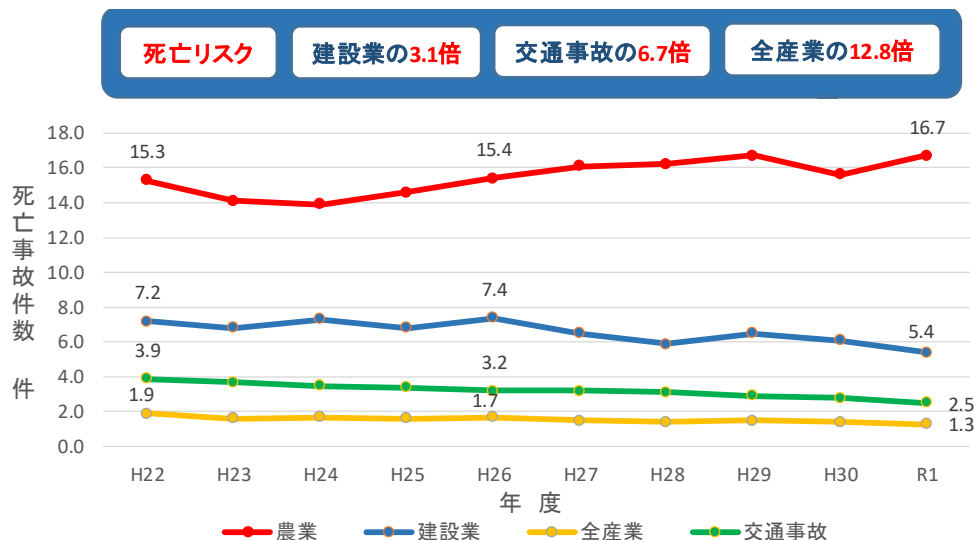
- 多発する追突事故を防止する

⇒ 低速車マークや反射テープ等の取付 ----- M

- もしもの事故に備える

⇒ 労災保険・傷害共済・自動車共済などの任意保険に加入 ----- H

10万人当り死亡事故件数の推移



資料: 死亡事故件数と人口から算出。

死亡事故件数は、農林水産省生産局、警察庁交通局、厚生労働省安全課調べ。

総人口及び労働者数は、農林水産省統計部「農業構造動態調査」の農業就業人口、総務省統計局調べ。

農作業事故が減少しない背景

区分	労働災害	農作業事故
労働形態	雇用労働	個人・家族労働
法規制	労働安全衛生法 労働安全衛生規則	労働安全衛生法 ⇒ 適用されない 労働安全衛生規則
事故原因	事業主責任	自己責任(個人の不注意)
報告義務	ある	ない
安全管理上の指導を受ける義務	ある ⇒ 安全確保が十分 的確な対策の情報も豊富	ない ⇒ 安全確保が不十分 的確な対策の情報が不足
ヒヤリハット	収集されている	収集されていない
事故情報	共有化されている	共有化されていない ⇒ 十分把握されない
原因解明	調査、検証、分析	実態不明 ⇒ 原因が解明されない
予防対策	取りやすい	的確な対策が取れない
死亡事故	防ぐことができる	ヒヤリとした瞬間に事故 事故を起こした途端に死亡事故
安全管理体制	徹底されている 1本質的対策 危険な作業の廃止、変更 危険性や有害性の低い材料に変更 2工学的対策 ガード、安全装置、局所排気装置 3管理的対策 マニュアル整備、立入禁止措置、教育訓練	徹底されていない

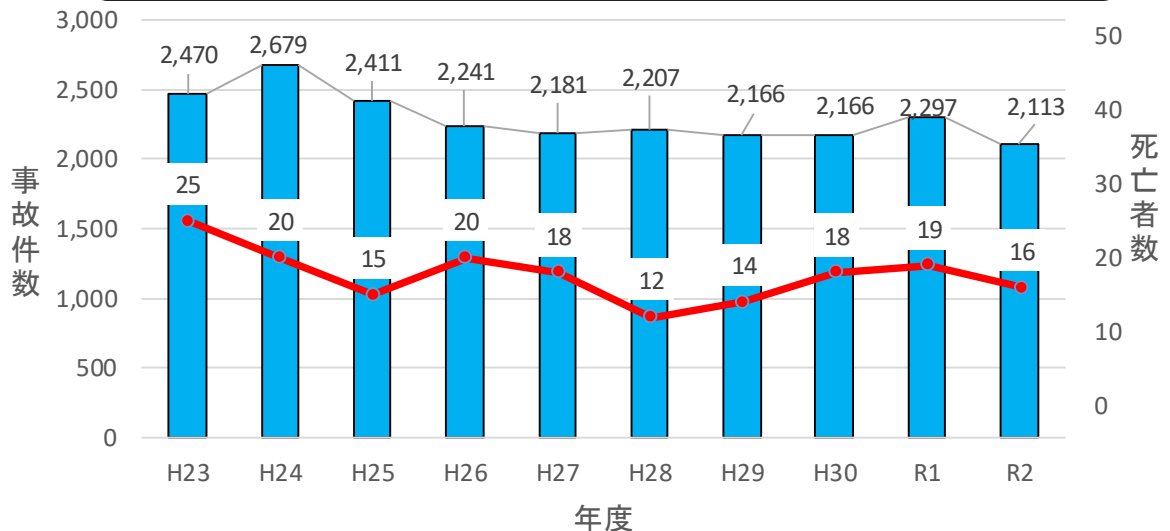
作業環境の違い

区分	他産業	農作業	
		水田・畑作	酪農
作業条件	同一条件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 天候に左右される <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年は晴れ、今年は雨が多い ・ 生育が早まる、遅れる ○ 作物、機械の種類が多い <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械化の依存度が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条件は毎日変化する <ul style="list-style-type: none"> ・ 牛には1頭ごとに性格がある ・ 行動が異なる
作業内容	同一作業の繰り返し	同一作業の繰り返しが少ない	健康状態やストレスの状態で作業内容が常に変化する
役割分担	資格や能力に応じて作業分担ができる	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者が1人で作業する傾向 ○ 代りの者がいないため、あれもこれも1人で背負い込む 	
組作業・補助作業	2人以上で作業ができる	○ 補助が必要な場面でも、1人で作業する	
作業手順	各人の経験や技量に基づき、合理的な作業手順を集団で確認できる	○ 自分や家族の経験や都合で決める	
事故発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同じ場面で、同じ事故が発生する確率が高い ○ 対策が取りやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同じ場面で、同じような事故が発生する確率が低い ○ 「一度限り」的に事故が発生するため、共通的な対策が取りにくい 	

※土木作業は農作業と類似するが、厳格な法規制の適用を受ける。

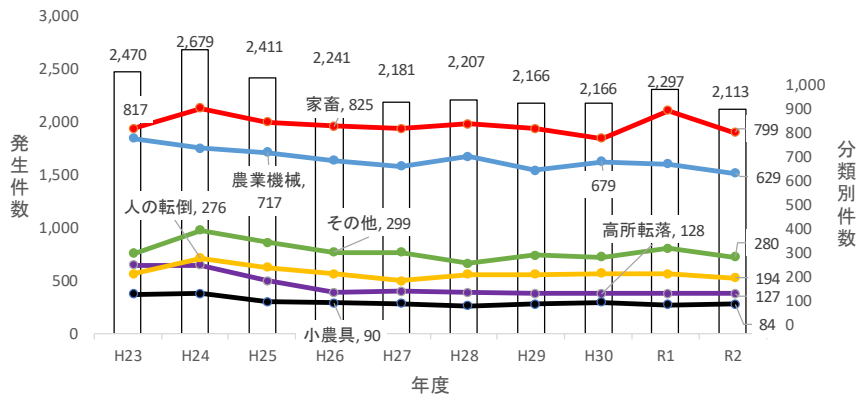
農作業事故件数の推移

10年間 死亡事故は20件前後 死亡者177名 負傷事故は減少傾向 負傷者22,754名 死亡事故の割合 129人に1人死亡

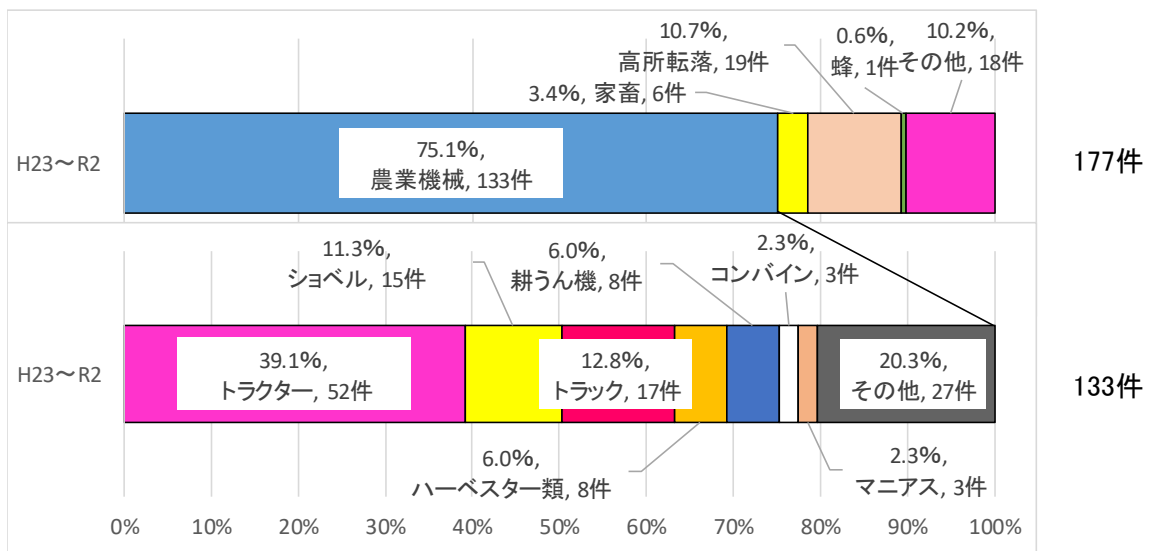


分類別事故件数の推移

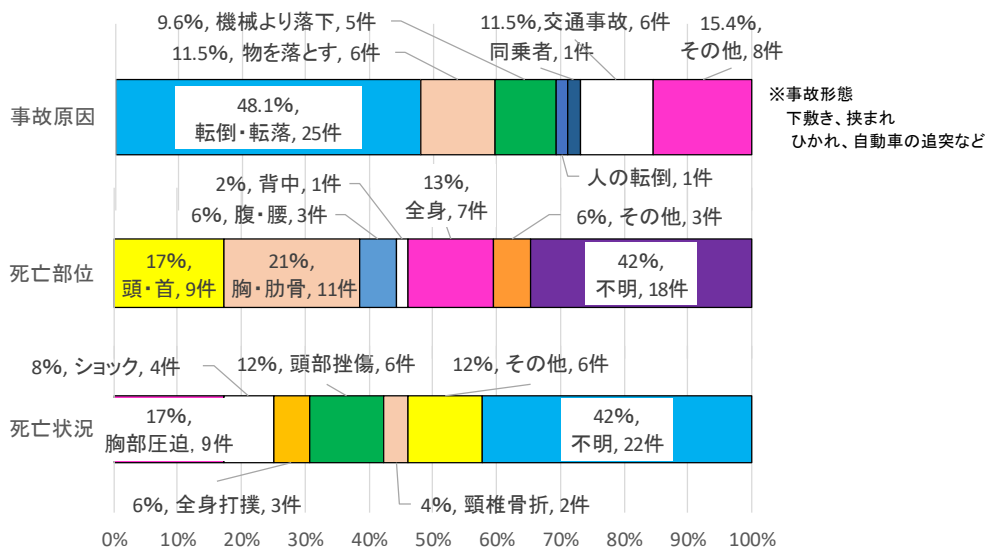
家畜に踏まれる、蹴られる、挟まれる等	8,320件	36.3%
農業機械の転倒転落、落下、挟まれる等	6,885件	30.0%
人の転倒	2,147件	9.4%
高所からの転落	1,589件	6.9%
小農具・	942件	4.1%
その他	3,048件	13.3%



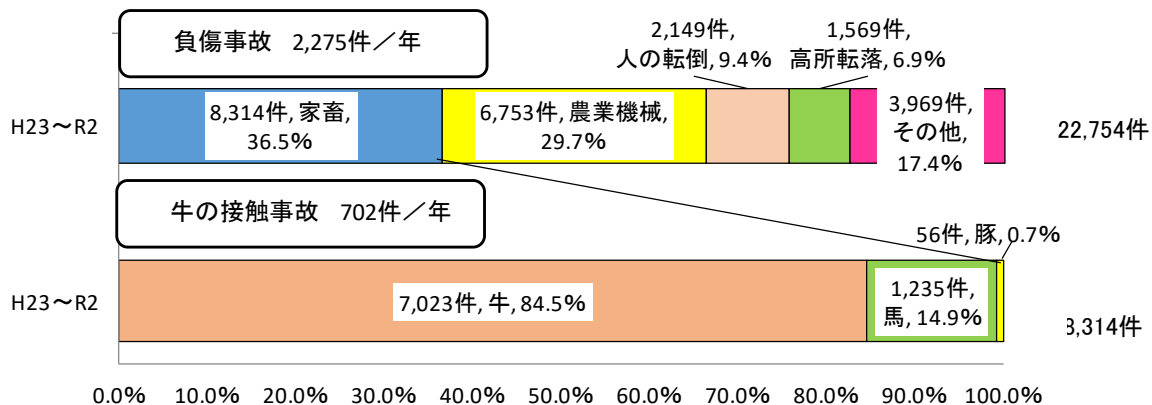
死亡事故の発生状況



トラクターによる死亡事故

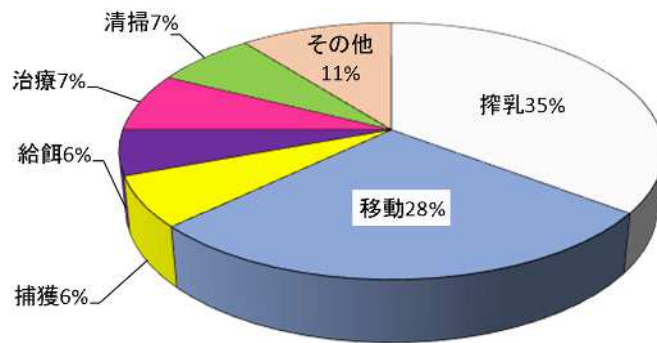


負傷事故の発生状況

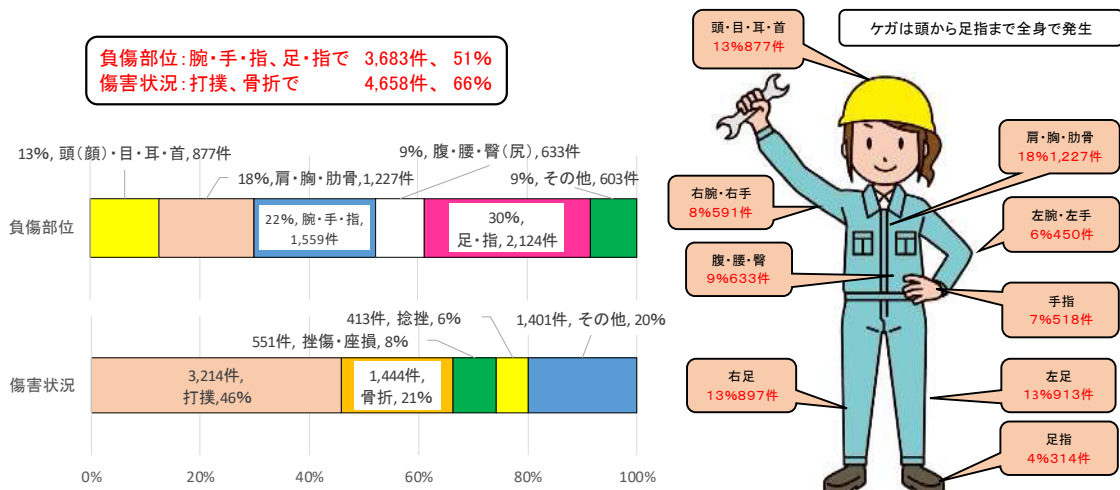


牛による負傷事故の発生と作業構成比率

- ・事故の発生 : 搾乳と移動時で全体の63%を占める
- ・事故の形態 : 牛に踏まれる、蹴られる、挟まれる、突かれる等



牛による負傷事故



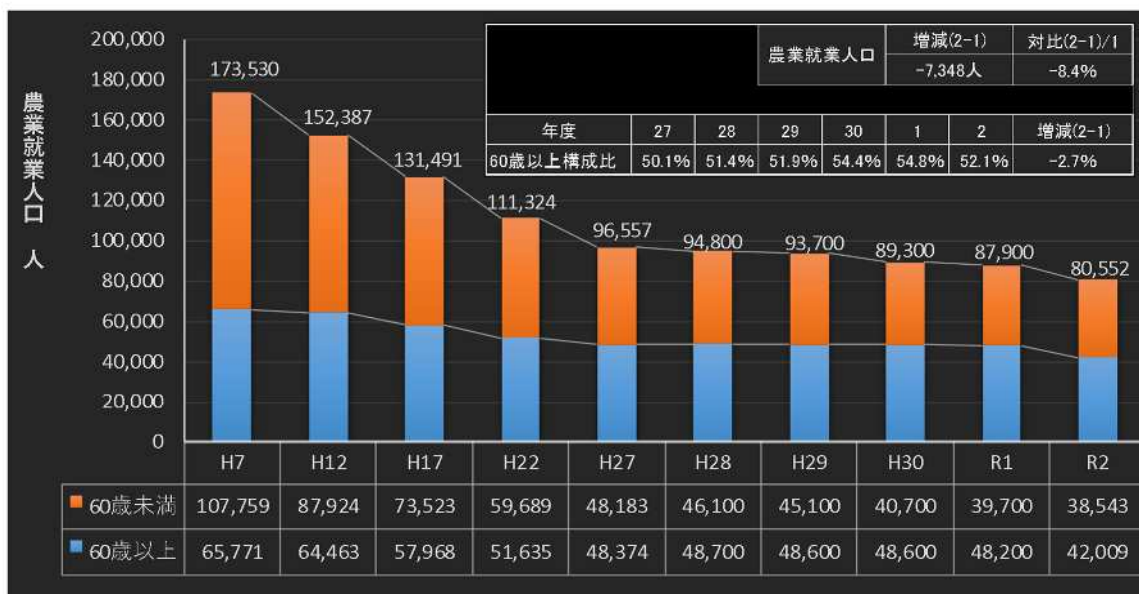
北海道の農業における労災保険特別加入者数の推移

区分	H27年度 A	H28年度 B	H29年度 C	H30年度 D	R元年度 E	R2年度 F	前年対比 F/E
特定農作業従事者	45,499人	44,671人	43,829人	43,090人	42,203人	41,466人	94.6%
指定農業機械作業従事者	328人	312人	302人	294人	274人	253人	83.8%
中小事業主等(農業)	12,334人	12,538人	12,693人	12,899人	11,027人	7,011人	55.2%
合計	58,161人	57,521人	56,824人	56,283人	53,504人	48,730人	85.8%
農業就業人口	96,557人	94,800人	93,700人	89,300人	87,900人	80,552人	86.0%
60歳未満	48,183人	46,100人	45,100人	40,700人	39,700人	38,543人	85.5%
60歳以上	48,374人	48,700人	48,600人	48,600人	48,200人	42,009人	86.4%
加入率	60.2%	60.7%	60.6%	63.0%	60.9%	60.5%	99.8%

注1: 労災保険特別加入者数は、北海道労働局総務部労働保険徴収課調べ。

注2: 農業就業人口は、北海道農業・農村統計表による。

農業就業人口の推移



資料: 北海道農業・農村統計表による。

農業就業者、乳肉用牛飼養頭数

単位：人、頭

区分 地区	農業就業者数			飼養頭数			
	男	女	計	乳用牛	肉用牛 (繁殖)	肉用牛 (肥育)	計
渡島	1,904	1,612	3,516	16,929	2,998	16,579	36,506
檜山	1,252	1,035	2,287	4,091	2,410	2,683	9,184
後志	2,765	2,271	5,036	4,469	979	1,040	6,488
胆振	1,889	1,572	3,461	7,495	14,626	10,586	32,707
日高	1,461	1,209	2,670	9,443	10,070	1,911	21,424
石狩	2,688	2,255	4,943	13,603	1,589	1,637	16,829
空知	7,590	6,168	13,758	4,967	4,067	5,227	14,261
留萌	893	699	1,592	14,335	3,125	1,980	19,440
上川	7,204	5,887	13,091	33,939	5,187	23,962	63,088
宗谷	903	630	1,533	63,637	1,666	2,267	67,570
オホーツク	5,393	4,393	9,786	116,736	11,749	29,634	158,119
十勝	7,404	6,108	13,512	238,372	30,851	158,954	428,177
釧路	1,363	1,101	2,464	129,797	5,451	27,072	162,320
根室	1,612	1,291	2,903	179,460	5,382	3,830	188,672
合計	44,321	36,231	80,552	837,273	100,150	287,362	1,224,785

資料：農業就業者数は、農林水産省「2020農林業センサス」より。

飼養頭数は、令和2年度北海道「北海道農業・農村統計表」より。

振興局別死亡・負傷者数

○ 死亡者数(H23～R2)

単位：人

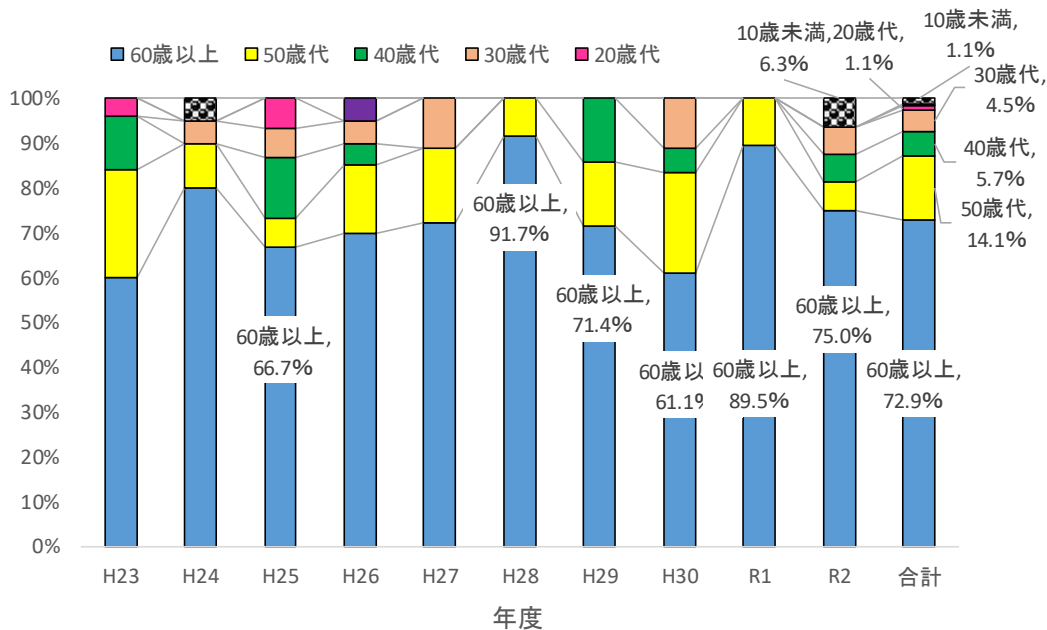
振興局	渡島	檜山	後志	石狩	空知	上川	留萌	宗谷	オホーツク	胆振	日高	十勝	釧路	根室	合計
死亡者数	6	5	14	12	33	25	4	6	14	5	6	33	7	7	177
	3.4%	2.8%	7.9%	6.8%	18.6%	14.1%	2.3%	3.4%	7.9%	2.8%	3.4%	18.6%	4.0%	4.0%	100.0%

○ 負傷者数(H23～R2)

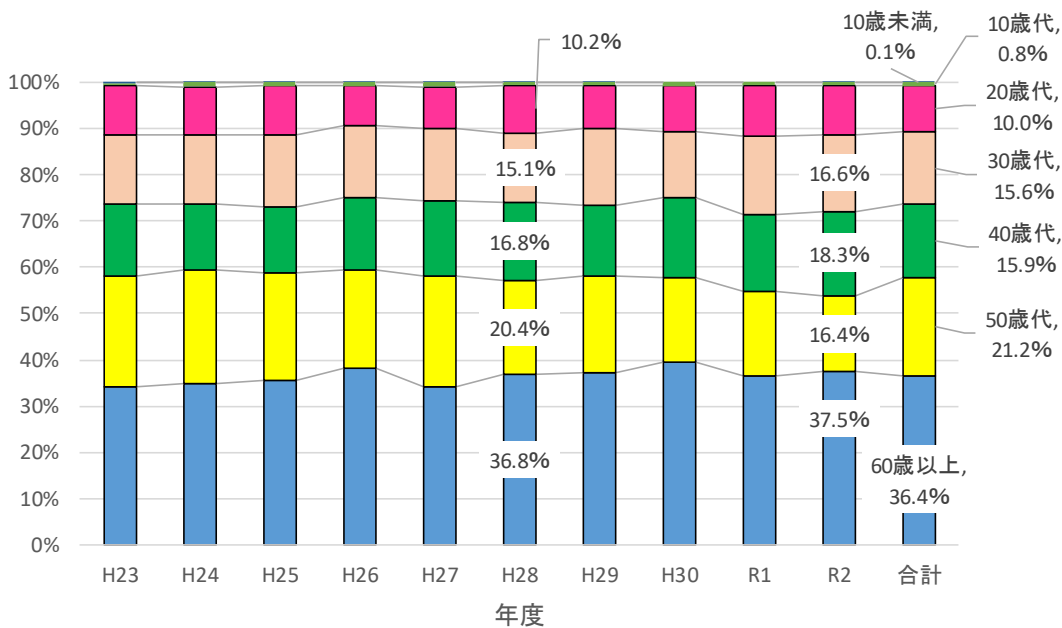
単位：人

振興局	渡島	檜山	後志	石狩	空知	上川	留萌	宗谷	オホーツク	胆振	日高	十勝	釧路	根室	合計
負傷者数	201	124	779	929	2,052	1,336	261	1,154	3,852	601	1,583	5,372	2,215	2,295	22,754
	0.9%	0.5%	3.4%	4.1%	9.0%	5.9%	1.2%	5.1%	16.9%	2.6%	7.0%	23.6%	9.7%	10.1%	100.0%

年齢別死亡事故の推移



年齢別負傷事故の推移



高齢者の事故低減に向けた取り組み

高齢者の特徴	高齢者の視点に立った安全対策
思い通りに体が動 ⇒ 身体機能の低下 かない ものごとを決定で ⇒ 判断力の低下 きない 作業に集中できず ⇒ 注意力の低下 にぼんやりしてミ スが多くなる 危険に反応できな ⇒ 敏捷性の低下 い	○ 機械、施設、環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全装置の取付け ・ 日常的、定期的な点検・整備 ・ 作業方法の見直し ・ 作業施設・環境の改善 ○ 安全意識の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族や仲間による声掛け ・ 集落や地域で安全パトロール ・ 1人作業の回避 ・ 携帯電話を身に付ける

事件事例の調査・分析からみえるもの

事故の要因	事故の理由	対策方法
○ 機械 見慣れている ・安全装置、安全カバーがない ・古い、点検が不十分 ○ 作業方法 やり慣れている ・安全未確認、エンジン非停止 ・1人作業、打ち合わせ不足 ○ 作業環境 見慣れている ・段差・凸凹、狭い・細い、暗い ・雑然・散乱 ○ 行動 当たり前 ・不注意、認識不足 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 農業の常識 ⇒ 他産業では非常識 </div>	○ 知らなかった、解らなかったの で間違った ○ 知っていたが、操作方法等に問 題があつて間違った <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> 事故の実態を知って 事故防止の教訓を得る </div> ○ 意図しなかったが、間違つた (人は必ずミスをする) ヒューマンエラー つい、うっかり、ままいいか ・ <u>普通だと思っていた</u> ・ <u>慣れていたので</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> ⇒ 事故が多いのは必然 </div>	○ 学習の徹底と意識の向上 ・知る、覚える、学ぶ ○ 危険な状態にならないように ・機械の改良 ・作業方法の見直し ・作業環境の改善 ○ 必要なのは現場での改善活動 ・危険な状態を認識 ・対策しなければと気付く ・潜在している危険の洗い出し ・順番に対策 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> ⇒ ミスしても助かるように 現場改善 </div>

北海道における農作業事故の現地調査

- 調査地域
全道一円
- 調査機関
(国研)農研機構 農業機械研究部門
システム安全工学研究領域 予防安全システムグループ
- 調査目的
農業機械を中心とした農作業の事故防止
- 調査方法
現地で被害者からの聞き取り
- 調査データ
詳細に分析 ⇒ 作業環境、作業条件等の因果関係、発生原因を究明し
改善策を提案
- 調査結果
事故事例 ⇒ 農作業安全対策に向けて情報発信、安全技術の開発に活用

事故事例(北海道版)

北海道農作業事故対面調査事例集 2011～2017(北海道版)CD-ROM



北海道農作業安全運動推進本部
(一社)日本農村医学会
(国研)農研機構 農業技術革新工学研究センター
農林水産省
2018年3月

農研機構
農作業安全情報センター
ホームページ
農作業事故事例検索システムを導入

2019
ウェブ上で試行版の運用開始
162件の事故事例を公開

2020
システムを一部改良して本格運用！
182件の事故事例を公開

2021
191件の事故事例を公開

農作業事故事例検索システム(データベース)



農作業安全情報センター
安全で快適な農作業を目指して

リスク低減・現場改善のヒントはこちら

農作業事故事例サイト 検索



No

作目

1 全作目

2 畑作

3 水田作

4 果樹

5 花き

6 畜産

7 その他

【使い方】 作目：畑作

Q 事故形態 全て 機械用具名称 全て

個別報告 No	作目	事故形態	機械用具名称	機械用具詳細	作業種類	発生場所	事故状況
11	畑作	巻き込まれ	収穫機(野菜)	オニオンハーベスタ	収穫	畑	オニオンハーベスタで収穫作業中、タッピングローラに雑草が詰まったため、機械を動かしたまま、右手で雑草を取ろうとしたところ、タッピングローラに巻き込まれた。
12	畑作	刃や端面との接触	収穫機(野菜)	オニオンハーベスタ	収穫	畑	オニオンハーベスタで収穫作業を終え、運転席から前向きに降りたところ、左足のかかとをクラッチペダルの下端に引っ掛け、裂傷を負った。

事故事例検索システム(個別報告書)

11 畑作 オニオンハーベスタ/巻き込まれ

オニオンハーベスタで収穫中、機械を止めずにタッピングローラに詰まった雑草を取り除こうとしたところ、右手がタッピングローラに巻き込まれた。

1. 事故の概況

オニオンハーベスタのタッピングローラに雑草(スエダ)が詰まったため、機械を動かしたまま、右手で雑草を取り除こうとしたところ、タッピングローラに巻き込まれた。タッピングローラは、タマネギの拾い上げ作業を行っているときに、タッピングローラに雑草が詰まると、タッピングローラが回転しなくなる。タッピングローラは、タマネギの拾い上げ作業を行っているときに、タッピングローラに雑草が詰まると、タッピングローラが回転しなくなる。タッピングローラは、タマネギの拾い上げ作業を行っているときに、タッピングローラに雑草が詰まると、タッピングローラが回転しなくなる。

2. 救命・治療

すぐに救急車で運ばれた。その後、4カ月間通院した。

3. 事故原因

1) 被害者に関連する要因

- 機械の取り扱いが不適切であった。
- 作業環境が不適切であった。
- 作業環境が不適切であった。

2) 機械・用具等に関連する要因

- タッピングローラに雑草が詰まった。
- 雑草が詰まった。

4) 被害者以外の人に関連する要因

- 単独作業につき、なし。

5) 安全管理体制等に関連する要因

- いつもどおりに木の株で雑草を突くという、安全な作業方法が遵守できていなかった。

4. 事故後の対策(望ましい対策)

- 雑草を取り除くときは、必ずタッピングローラに雑草が詰まらないうえに、タッピングローラを停止させる。

5. 事故現場の状況



図1 事故当時使っていたものと同型のオニオンハーベスタ



図2 事故機のタッピングローラ(一部がカバーされていない)



図3 事故機と類似型式機のタッピングローラ(機体中央部に位置している)



図4 事故機と類似型式機のタッピングローラ(図3の拡大図)

6. その他の経緯等

- オニオンハーベスタの作業前に確認したまま機体下部に降り込んで注視していたところ、雑草が右上のタッピングローラに巻き込まれ、窒息死した事例があった。

道路運送車両法の保安基準の緩和

○保安基準の緩和条件を満たした場合に限り

⇒ 作業機を装着・けん引したトラクタの公道走行が可能

●メリット

- ・作業機の脱着時間を削減
 - ・農地間移動の時間短縮
- ⇒ 農作業の効率化・生産性の向上に期待

●デメリット

- ・一般車両との速度差が大きい
 - ・後方車両が存在や大きさに気付かない
- ⇒ 追突・接触事故の発生が懸念

○農作業事故の防止対策

・規制緩和の条件、交通ルール・運転マナーの遵守

安全対策を徹底 ⇒ 事故を未然に防ぐ

農耕トラクタの事故発生状況

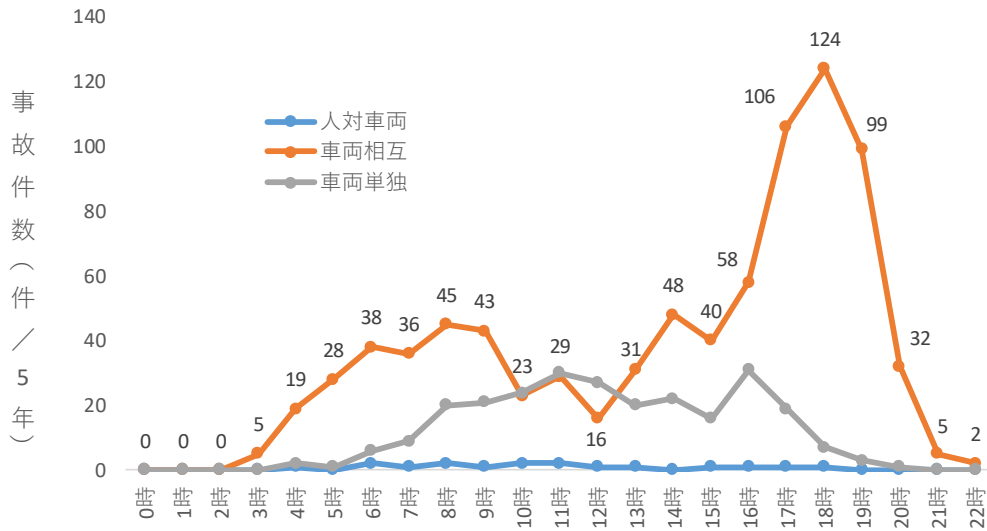
区分	死亡		重傷		軽傷	
	大型特殊	小型特殊	大型特殊	小型特殊	大型特殊	小型特殊
人対車両	1	2	1	3	0	7
車両相互	6	34	8	170	69	541
車両単独	8	121	3	81	3	50
計	15	157	12	254	72	598

注1: 資料は国土交通省自動車局技術政策課調べ。

注2: 農耕トラクタは、道路交通法施行規則第2条に定める農耕作業用自動車をいう。

注3: 交通事故のデータは、交通事故総合分析センター(2013年～2017年)による。

事故発生時間帯

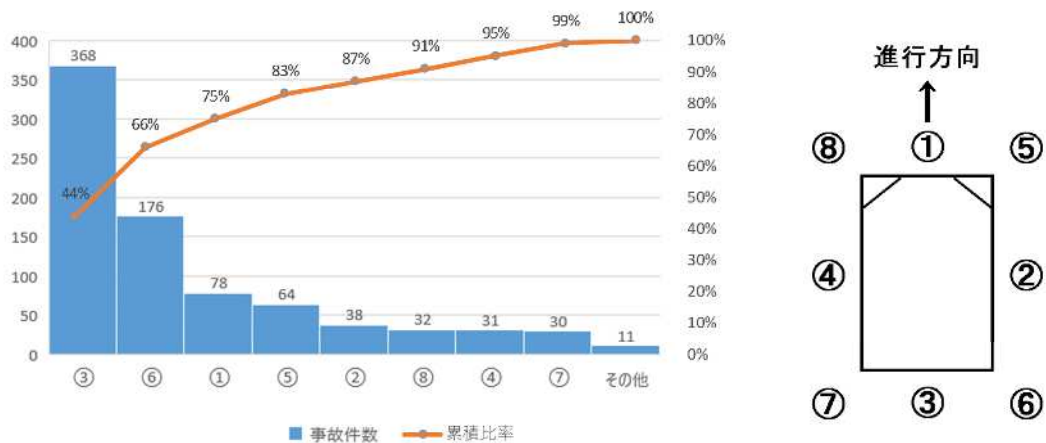


注1: 資料は国土交通省自動車局技術政策課調べ。

注2: 農耕トラクタは、道路交通法施行規則第2条に定める農耕作業用自動車をいう。

注3: 交通事故のデータは、交通事故総合分析センター(2013年～2017年)による。

車両相互の衝突部位別事故件数

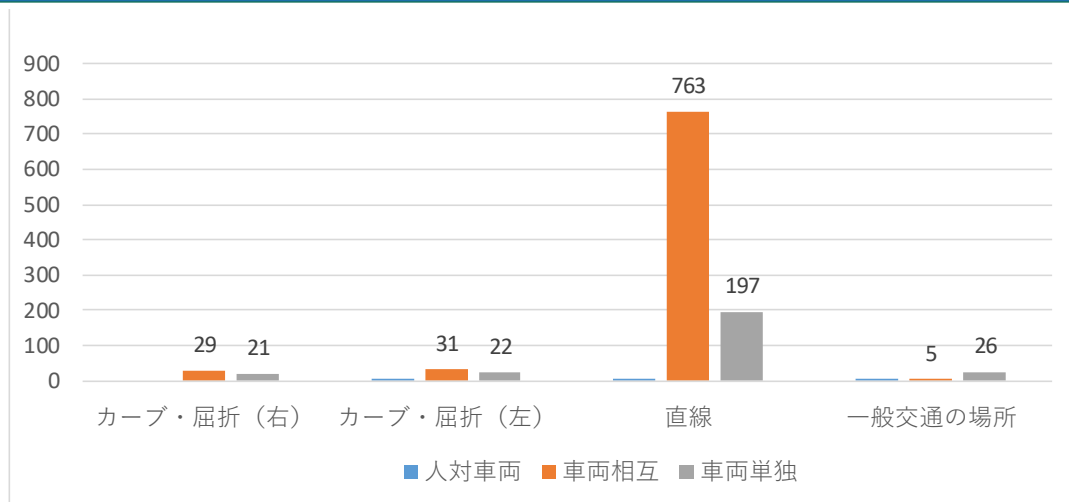


注1: 資料は国土交通省自動車局技術政策課調べ。

注2: 農耕トラクタは、道路交通法施行規則第2条に定める農耕作業用自動車をいう。

注3: 交通事故のデータは、交通事故総合分析センター(2013年～2017年)による。

道路の形状別事故件数

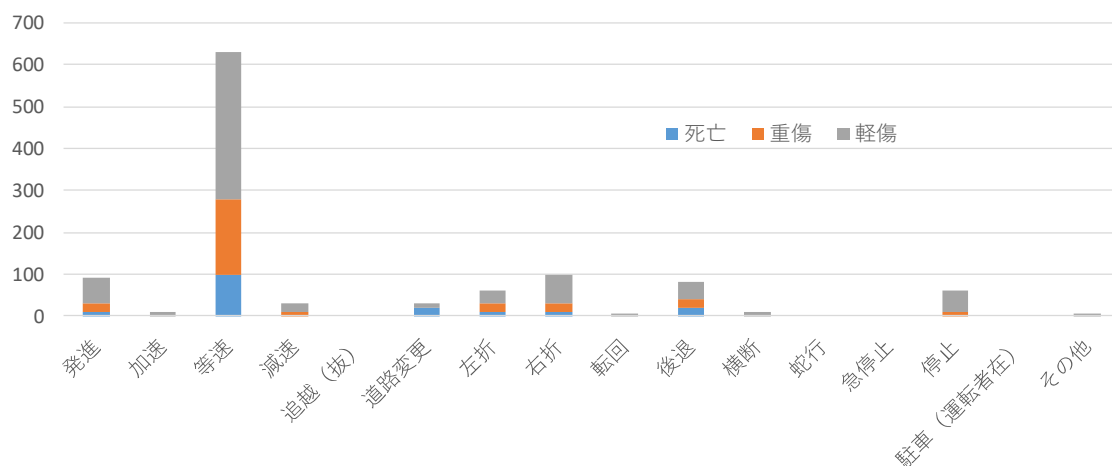


注1: 資料は国土交通省自動車局技術政策課調べ。

注2: 農耕トラクタは、道路交通法施行規則第2条に定める農耕作業用自動車をいう。

注3: 交通事故のデータは、交通事故総合分析センター(2013年～2017年)による。

行動類型別事故件数



注1: 資料は国土交通省自動車局技術政策課調べ。

注2: 農耕トラクタは、道路交通法施行規則第2条に定める農耕作業用自動車をいう。

注3: 交通事故のデータは、交通事故総合分析センター(2013年～2017年)による。

道路交通法(警察庁)上の農耕トラクタの区分

道路交通法(警察庁)上の乗用型農耕トラクタの区分

区 分		小型特殊自動車	大型特殊自動車
最高速度		15km/h以下	左記の条件を1つでも満たさないもの
車体の大きさ (直装型の農作業機装着時はこれも含む)	全 長	4.7m以下	
	全 幅	1.7m以下	
	全 高	2.0m以下 (注1)	
運転免許		小型特殊自動車免許 普通自動車免許等の上位免許	大型特殊自動車免許

注1: ヘッドガード、安全キャブ、安全フレーム、その他これらに類する装置が備えられている自動車で、当該装置を除いた部分の高さが2.0m以下のものは2.8m以下です。

道路運送車両法(国交省)上の農耕トラクタの区分

道路運送車両法(国交省)上の乗用型農耕トラクタの区分

区 分		小型特殊自動車	大型特殊自動車
最高速度		35km/h未満	35km/h以上
車体の大きさ (直装型の農作業機装着時はこれも含む)	全 長	制限なし (注2)	制限なし (注2)
	全 幅		
	全 高		
車 検		不要	必要
農作業機の装着による手続き		不要	必要 (注3)
該当する農作業機の例		ロータリ、ハロー、ブロードキャスト、ライムソー等	
自賠償保険		不可(任意保険加入推奨)	必要
ナンバープレート		市町村役場で交付 (注4)	運輸支局で交付
地方税(地方税法:総務省)		軽自動車税	固定資産税

注2: 種別の区分に制限はありませんが、「道路運送車両の保安基準」の最大寸法は適用されます。

注3: 農作業機を装着した際に保安基準の緩和が必要な場合は、車検証の記載変更手続きが必要です。

注4: 公道走行の有無に関わらず、当該自動車を所持する場合は市町村への申告が必要です。

道路運送車両法(国交省)上の 農耕作業用トレーラ(被けん引自動車)の区分

区 分		小型特殊自動車	大型特殊自動車
該当するトレーラの例		トレーラ、ロールベア、マニュアルスプレッダ けん引式ブームスプレーヤ、バキュームカー等	
けん引時の最高速度		35km/h未満 (注5)	35km/h以上
車体の大きさ(トレーラのみ)	全 長	制限なし (注6)	制限なし (注6)
	全 幅		
	全 高		
車 検		不要	必要
自賠償保険		不可(任意保険加入推奨)	必要
ナンバープレート		市町村役場で交付 (注7)	運輸支局で交付
地方税(地方税法:総務省)		軽自動車税	固定資産税
けん引免許 (道路交通法:警察庁)		車両総重量が750kgを超える場合は必要	

注5: けん引する農耕トラクタ(大型特殊自動車)が、保安基準の緩和を受けて運行速度15km/h以下で走行する場合も含まれます。

注6: 種別の区分に制限はありませんが、「道路運送車両の保安基準」の最大寸法は適用されます。

注7: 公道走行の有無に関わらず、当該自動車を所持する場合は市町村への申告が必要です。

交通違反の点数表

違反行為の種別		点数	酒気帯び点数	
			0.25未満	0.25以上
無免許運転		25	25	25
酒気帯び運転	0.25以上	25		
	0.25未満	13		
無車検運行等		6	16	25
無保険運行		6	16	25
整備不良	制動装置等	2	14	25
	尾灯等	1	14	25

資料:警察庁 運転免許本部 資料管理係による。

免許停止処分等の基準点数と処分日数表

累積 点数 処分 前歴	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
0回						30日			60日			90日		
1回				60日		90日		120日	取消1年					
2回		90日	120日	150日	取消1年									
3回		120日	150日	取消1年						取消2年				
4回		150日	180日	取消1年						取消2年				

※ 累積点数15点以上は省略

資料：(一財)全日本交通安全協会「わかる身に付く交通教本」による。

行政処分点数表(一般違反行為)

点数/前歴	0	1回	2回	3回	4回
6~7	停止30日	停止90日	取消1年(3年)	取消1年(3年)	取消1年(3年)
8	停止30日	停止120日	取消1年(3年)	取消1年(3年)	取消1年(3年)
9	停止60日	停止120日	取消1年(3年)	取消1年(3年)	取消1年(3年)
10~11	停止60日	取消1年(3年)	取消1年(3年)	取消2年(4年)	取消2年(4年)
12~14	停止90日	取消1年(3年)	取消1年(3年)	取消2年(4年)	取消2年(4年)
15~19	取消1年(3年)	取消1年(3年)	取消2年(4年)	取消2年(4年)	取消2年(4年)
20~24	取消1年(3年)	取消2年(4年)	取消2年(4年)	取消3年(5年)	取消3年(5年)
25~29	取消2年(4年)	取消2年(4年)	取消3年(5年)	取消4年(5年)	取消4年(5年)
30~34	取消2年(4年)	取消3年(5年)	取消4年(5年)	取消5年	取消5年
35~39	取消3年(5年) (注記1)	取消4年(5年) (注記1)	取消5年 (注記1)	取消5年 (注記1)	取消5年 (注記1)

(注記1) 赤字については、特定違反行為(※)の欠格期間を表す。

(注記2) ()内の年数は、欠格期間中または欠格期間終了後5年以内に再び免許の取得処分等を受けたときに延長される欠格期間を表す。

※ 特定違反行為とは、運転殺人傷害等、危険運転致死傷罪、酒酔い運転・麻薬等運転又は救護義務違反をいう。

資料：(一財)全日本交通安全協会「わかる身に付く交通教本」による。

反則金と罰金(刑事罰)

1 反則金の種類<道路交通法施行令(別表)の抜粋>

反則行為の種類	車両等の種類及び反則金額(単位:千円)				
	大型車	普通車	二輪車	小型特殊車	原付車
整備不良制動装置等違反	12	9	7	6	6
整備不良尾灯等違反	9	7	6	6	5

2 罰金の種類

交通違反名	罰金(刑事罰)	摘要
無免許運転 酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	道路交通法第117条の2の2
整備不良車両	3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金	道路交通法第119条
無車検運行等	6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金	道路運送車両法108条1項
無保険運行	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	自動車損害賠償保障法86条の3

資料:警視庁 交通執行課 執行第二係による。

道路法の罰則

罰則	罰金
車両の通行が禁止又は制限されている場合、これに違反して通行させた者、許可条件に違反した者。	6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金 (道路法第103条第4項)
道路管理者又は道路監理員の通行の中止などの命令に違反した者。	6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金 (道路法第103条第5項)
車両の幅、長さ、高さ、重さ、最小回転半径などで制限を超える車両を道路管理者の許可なく通行させた者、又は許可条件に違反して通行させた者。	100万円以下の罰金 (道路法104条第1項)
特殊な車両を通行させるとき、許可証を備え付けていなかった者。	100万円以下の罰金 (道路法第104条第2項)
車両の幅等、個別的に制限されている道路に車両を通行させて、通行の中止、総重量の軽減、徐行などの道路管理者の命令を受けながら、それに違反した者。	50万円以下の罰金 (道路法第105条)
法人の代表又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は事業主に対しても同様の罰金を科する。	(道路法第107条)

資料:国土交通省関東地方整備局による。